

被災地の支援に行かれる学会員の皆様へ

被災地での活動に関するお願い

日本児童青年精神医学会 災害対策委員長
山崎 透

この度は東日本大震災支援活動にご協力いただきありがとうございます。被災地での支援活動に際して、以下の点について留意していただきたいと思います。支援の先生方の活動を制限するものではありませんが、被災者に寄り添う支援になるよう、ご配慮の程よろしく願いいたします。

なお、この文書は、東日本大震災の被災地からの要望と、過去に災害支援を行った学会員の経験を基に、災害対策委員会が作成しました。

1. 要請された業務を行う

現地の要請に応えることが、一番の支援です。予想に反して、支援者が児童の診療や評価に直接関わることは少ないかもしれません。要請される業務は講演やコンサルテーションが主となるかもしれません。それでも、それが現地のスタッフの負担を軽減するのであれば、それが最善の支援となるのです。

2. 現地責任者の指揮の下で行動する

被災地のスタッフも被災者であり、とても疲弊されています。たとえ、支援者が有用と考える行動であっても、現地責任者の指揮から外れて独自に行動することは、現地スタッフの負担となり、外部支援者全体が信頼を失い、同時に被災地の負担になりえます。もし現地スタッフからの要請にない活動が有用と考えられる場合には、必ず現地スタッフに提案、相談のうえで、改めて現地責任者の要請をうけてから活動するようにしてください。

3. 活動した内容は必ず現地の責任者とスタッフに報告する

要請された活動であっても、その具体的な内容と結果については必ず報告をお願いします。最終的に活動を継続していく現地スタッフが、あなたの活動の経過、情報を管理し保持することは重要なことです。

4. スクリーニング、調査、研究などを行わない

スクリーニング、調査、研究は支援ではありません。これらが安易に行われることの弊害は、これまでも多々報告されています。今回のあなたの活動は現地の要請に基づく支援です。この

点につきましては、十分なご理解とご配慮をお願いいたします。

5. 啓発活動は日本児童青年精神医学会理事会で承認された資料を基にして行う

支援を希望される方の中には、ご自身が有用と考えておられる心理技法や薬物療法などについて、講演等で啓発活動を行いたいとお考えになる方もいらっしゃるかもしれません。けれども、今回の支援活動は、日本児童青年精神医学会が被災地からの要請を取りまとめて、学会員にお願いする形で行います。活動の中では災害時の精神保健について広くコンセンサスが得られている内容だけをお話しいただきたいと思います。

6. 支援活動期間を常に頭において行動する

一人ひとりの活動期間には限りがあります。支援者が児童に直接関わる場合には、その関わりが深く重くなりすぎないようにご配慮をお願いします。長期間児童に関わる仕事は、地域の治療者が担うべきであるからです。深く関わる必要がある場合には、現地のスタッフに引き継ぐ体制を整える必要があります。

例えば、身体の不調や行動の問題のある子どもの相談を行っていて、発達障害を見出す場合があるかもしれません。この時、安易に発達障害についての告知を行うと、それが、被災している親のさらなる負担となり、親の不安から子どもの状態が悪化してしまうかもしれません。この場合、十分なフォローアップ態勢ができたことを見極め、現地スタッフと引き継ぎの相談を行った上で、告知や治療をすすめることが必要です。不眠などで薬物療法が必要と判断される場合でも、副作用が出た時などの対応について現地スタッフと相談したうえで開始することが必要でしょう。

7. マスコミからの取材について

支援活動期間中、支援者にマスコミ（テレビや新聞など）から取材の依頼があるかもしれません。もちろん、それに応える義務はありません。また、取材を受けた場合、その内容によっては、被災者への取材が殺到するなど、被災者および現地スタッフの負担になることがあります。こうした場合も、必ず現地責任者と相談した上で対応するようお願いいたします。